

島根県未来投資促進基本計画 (成長ものづくり、第4次産業革命、ヘルスケア)

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

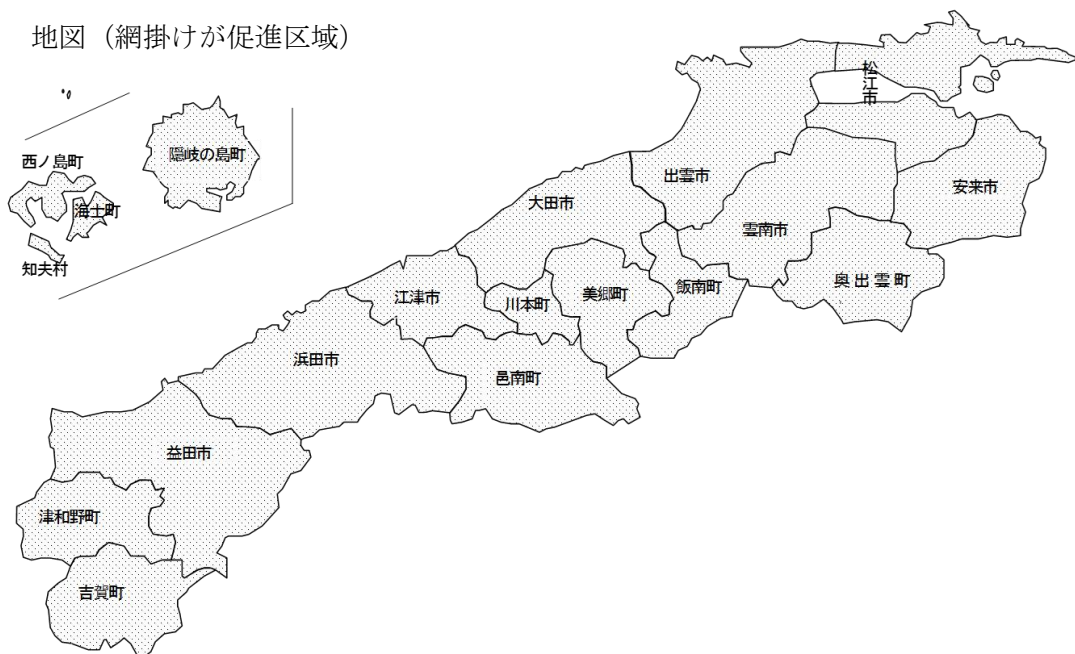
設定する区域は、平成29年8月1日現在における島根県全域（島根県松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）の行政区域とする。概ねの面積は67万ヘクタール程度である。

本区域は、大山隠岐国立公園の一部区域、比婆道後帝釈峡及び西中国山地国立公園の一部区域、宍道湖北山県立自然公園、清水月山県立自然公園、鬼の舌震県立自然公園等の県立自然公園、島根県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、ラムサール条約登録湿地である宍道湖及び中海等の環境保全上重要な地域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域はない。

また、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域及び重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

地図（網掛けが促進区域）



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

島根県は、本州の西、日本海沿いに位置し、延長約230kmと東西に細長く、離島を有し、歴史的、風土的に異なった背景を持つ出雲、石見、隠岐の三地域から成る。

気候は、春・夏・秋ともに東京に比べ日照時間は長く、冬も沿岸部は対馬暖流の影響から日本海側としては比較的温暖で、北陸に比べ降雪日数も少なく、適度な降雨が本県に豊富な水資源をもたらしている。

また、日本海や宍道湖、中国山地が織りなすすばらしい景観や、古事記、日本書紀、万葉集などに描かれ、古（いにしえ）から今もこの地に残る自然・歴史・伝統文化などが県内各地域に存在しており、美しい自然と豊かな歴史の中で培われてきた、細やかで温かい人情にあふれる土地柄である。

さらに、地震等の自然災害、治安上の不安、交通渋滞による通勤困難も少なく、その上に恵まれた子育て・教育環境、低価格でゆとりある住宅取得が可能であるなど、豊かな自然の中で安心して仕事ができる生活環境が整っている。

県内に立地した企業からも、「豊かさ」と「ゆとり」を持った生活をするためには、全国でも有数の場所であると高い評価を得ている。

②インフラの整備状況等

○道 路

高速交通ネットワークとしては、日本海国土軸の一翼を担う山陰自動車道（全線開通により松江～益田間が2時間で結ばれる予定）のうち県東部出雲市から鳥取県琴浦町までの間が開通しており、全国の高速網と直結している。

しかしながら、山陰自動車道は出雲市から江津市間及び浜田市以西は一部が未整備であり、未だ国道9号が県東部と西部を結ぶ基幹道路となっている。

このため、事故・災害時の代替道路、浜田港や石見空港を活用した産業の活性化や観光の振興、また移動時間短縮による地域医療環境の向上など、山陰自動車道開通に寄せる県民の期待は極めて大きく、早期整備が強く望まれている。

県西部では、浜田市と中国地方の中央を貫く中国縦貫自動車道を結ぶ浜田自動車道が開通しており、県西部と山陽側を結ぶ経済・生活の基幹道路として重要な機能を果たしている。

一方、県東部と広島経済圏をつなぐ路線として、松江市と尾道市を結ぶ中国横断自動車道尾道松江線が、平成26年度に全線開通し、この結果、松江市・広島市間の移動時間が約2時間15分と大幅に短縮され、県東部と山陽側を結ぶ経済・生活の基幹道路として重要な機能を果たしている。

今後、こうした高速道路をはじめとした道路ネットワークの整備により、地域内の時間的距離及び地域外とのアクセスはさらに改善することが見込まれ、物流の効率化と産業の活性化が一層図られるものと期待される。

○空 港

出雲空港、萩・石見空港、隠岐空港の県営3空港と東京、大阪、福岡、名古屋等の大都市圏とを短時間で結ぶ航空路線は、地域産業の振興や人・物の交流拡大に重要な役割を果たしてきている。島根県や空港周辺地域では、3空港の航空路線の維持・充実や利

便性の向上に向けた取組みを連携して推進している。

また、隣接する鳥取県の米子空港には、山陰唯一の国際定期路線として、ソウル便、香港便、上海便が運航しており、島根・鳥取両県への訪日外国人の増加による経済波及効果の拡大につながっている。山陰両県では、外国人観光客誘致などの取組みを連携して推進している。

○港 湾

国際貿易港である浜田港（重要港湾）からは、釜山（韓国）へ定期コンテナ航路が開設しており、釜山経由で世界各地とつながっている。現在、県、浜田市、地元企業で組織された浜田港振興会が中心となり、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）など関係機関と連携を取りながら国内外の企業に対して積極的なポートセールスを展開している。対岸諸国（韓国、中国、ロシア）に近く、高速道路によって山陽側と結ばれている浜田港は、物流拠点としての機能充実が図られてきている。また、クルーズ船の寄港による観光客誘致や地域振興を図るため、県や周辺自治体、経済団体等では連携してクルーズ船の誘致に取り組んでいる。

一方県東部は、境港（島根県・鳥取県共同管理港）から釜山・東海（韓国）、上海（中国）、ウラジオストク（ロシア）への定期コンテナ航路が開設され、環日本海交流の拠点として発展し続けている。

今後境港のサービス向上等利便性が高まることにより、貿易拠点としての機能充実が期待できる。近年、クルーズ船の寄港数が急増しており、外国人観光客の受入拠点として大きな役割を果たしている。

現在、境港では岸壁整備や外港竹内南地区貨客船ターミナル整備が進むとともに、国内RORO船の定期化に向けた取組みが行われるなど、貿易拠点・観光受入拠点としての機能充実に向けた取組みが推進されている。

○鉄 道

東西に細長い島根県を走るJR山陰本線は、松江市と益田市間を約2時間で結んでおり、県西部において山陰自動車道の未供用区間が多い現時点では、東西を結ぶ唯一の公共交通機関である。平成13年に高速化が図られて以降、利便性は飛躍的に向上し、県東部と西部の人的・経済的結びつきが強くなっており、県内の一体感が高まっている。

また、JR西日本では、平成29年6月から「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」を運行開始しており、県内での立ち寄り観光先や沿線地域だけでなく、全県に渡る観光振興、地域振興への効果が期待されている。

○離島航路

本土と隠岐諸島を結ぶ隠岐航路は、フェリー3隻、超高速船1隻の体制で運航されており、島民にとって欠かせない生活手段であると同時に、人・物の交流を通じた離島経済の活性化を図るために重要な交通手段である。

県、隠岐4町村では、船舶導入や運航に対する支援など、隠岐航路の維持・充実に向けて取り組んでいる。

○人材育成機関

島根県の豊かな自然、文化、歴史といった環境の中で培われてきた、誠実で粘り強い県民性や温もりのある人間関係、職住近接のゆとりある生活環境など、島根県が有する様々な「強み」が、創造力あふれる人材を多数育んでいる。

人材の供給源となる高等教育機関としては、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校（以下「松江高専」という。）、公立大学法人島根県立大学（以下、「島根県立大学」という。）が設置されている。

また、職業能力開発施設として、出雲市、益田市の2箇所に県立高等技術校が、松江市に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の島根職業能力開発促進センター（ポリテクセンター島根）、江津市に島根職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ島根）がある。

島根県知事認定の職業能力開発校としては、安来市学習訓練センター（安来市）、島根中央地域職業訓練センター（大田市）、ビジネスサポートひかわものづくり実践塾（出雲市）などが設置され、地域の職業能力の開発拠点となっている。

県では、島根大学及び松江高専とそれぞれ「包括連携のための協定」を結び、幅広い分野で様々な事項について連携協力関係を深めてきている。

島根大学と松江高専には、それぞれ地域未来協創本部産学連携部門と地域共同テクノセンターが設置されており、産学官連携環境の充実に背景にして、共同研究が活発に実施され、新製品開発等の成果を上げている。

さらに、工業系高等学校が4校、商業・情報系高等学校が6校、情報・デザイン系の専修学校が3校と県東部から西部にかけて配置されている。

これらの人材育成機関では、産業界や行政機関との産学官が連携した人材育成の取組みが展開されるなど、地域の期待に応える教育や研修が行われており、企業の発展を支える優秀な人材が多数輩出されている。

一方、生産年齢人口が減少する中で、景気回復に伴う求人が増加しており、県内企業においては人材確保が喫緊の課題となっている。

そこで、地域産業を担う人材を確保するため、市町村や商工団体とともに、産学官連携組織の充実による学校と地元企業との連携強化を図っている。

また、大学生等を対象とした県内企業見学会や、大学職員と県内企業の情報交換会などにより、県内企業についての理解を促進したり、高度技術・技能を有する産業人材の都市部からの移転を促すため、県内企業とのマッチングや就職支援の取組みを強化したりしている。

○産業支援機関

県内唯一の工業系試験研究機関として島根県産業技術センター（以下「産業技術センター」という。）を松江市に、産業技術センターの支所として「浜田技術センター」を浜田市に設置している。産業技術センターでは、産業技術に関する研究開発、試験分析、技術支援・相談等を行い、県内企業への産業技術の向上及びその成果の普及を推進している。

また、県内企業の競争力強化を目指して、企業を経営・技術・販売面から総合的にサポートを行う中核的な産業支援機関である産業振興財団が松江市に、浜田市には、産業

振興財団の支所、島根県商工会連合会、公益財団法人ふるさと島根定住財団と一緒に入居する「石見産業支援センター（いわみぷらっと）」が設置されている。

「産業技術センター」及び「産業振興財団」が所在するソフトビジネスパーク島根の中核施設「テクノアークしまね」は、経営支援、販路開拓支援、研究開発支援、創業者支援、知的財産の保護や活用支援など、多様な企業ニーズに総合的に対応する機能を有している。

また、市町では、既存企業の育成や仕事の取引斡旋、企業誘致による産業振興等を目的に「産業支援センター」等の支援機関が設立され、現在、県内に10団体あり、これらの支援機関は市町や県、商工団体が運営に協力し、それぞれのマンパワーや施策を連携して活用しながら、地域産業の振興を図っている。

県全体では中小企業・小規模企業支援の取組みを推進するため、「島根県中小企業・小規模企業支援計画」に基づき県・市町村・産業振興財団・商工団体・金融機関等が連携して、中小企業・小規模企業の経営力・技術力・競争力の強化を図るための支援に取り組んでいる。

さらに各地域においては、市町村、商工会、商工会議所等の商工団体や関係する機関が地域の実情に応じた地域主体の連携推進体制を構築して課題解決に取り組んでいる。

○広域的な連携

鳥取県西部から出雲市に至る圏域の20商工団体で組織する「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」と同圏域の5市で組織する「中海・宍道湖・大山圏域市長会」が足並みをそろえ、圏域内の企業が相互に連携し国内外への積極的な展開が図られるよう支援している。

このように、市町や県境を越えた企業間の広域的な連携や交通インフラを活用した取引先の拡大などにより、地域の特色を生かした産業の活性化が期待できる。

③産業構造

平成26年の工業統計によれば、従業員数4名以上の県内における製造業の事業所数は1,186事業所、従業者数は3万8,373人、製造品出荷額等は10,567億円、付加価値額は3,490億円である。

製造品出荷額等は、鉄鋼業、電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報通信機械器具製造業の3業種で全体の44%を、また付加価値額は、鉄鋼業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、食料品製造業の3業種で全体の46%を占めている。

県東部には、特殊鋼、農業機械、鋳物などが、県西部には窯業土石、水産加工、木材木製品などの業種が比較的多く集積しており、県内全域に幅広く多様な業種が立地している。

近年のIT分野の急速な技術革新は、産業活動のみならず日常生活での営みに対してまでも大きな影響をもたらすようになった。このような中、情報通信業、中でも情報サービス業は、地方にあっては発展が望める産業であり、平成19年度以降、県では、島根発のプログラミング言語「Ruby」を中心として、人材育成、開発力向上支援などの施策を強化し、特にその振興に努めてきた。その結果、データセンターやITソフト関連企業の立地が増加しており、現在では、島根県の主要産業の一つと言えるまで成長してきたところである。

また、全国に先駆けて高齢化が進む中、「健康」をキーワードとして、地域資源を活用し、医福・農商工など多様な分野が連携した島根県ならではの先進的ヘルスケア産業の創出及び活性化を図っている。

④人口分布の状況

島根県の人口は、昭和30（1955）年の92万9千人をピークとして、その後は、一時的に増加する時期はあったものの減少傾向が続いており、平成27（2015）年10月1日現在の国勢調査人口（確定値）は69万4千人となっている。

社会動態についてみると、県外への転出者が県内への転入者を上回る社会減が続いている。近年の人口移動をみると、若い年齢層ほど転入・転出が多い傾向にあり、特に進学・就職による転出超過が多いことが、近年の社会減の主な要因となっている。

自然動態についてみると、平成4（1992）年から死亡数が出生数を上回る自然減が続いているが、長年に渡る少子高齢化の進行により、子どもを産み育てる世代が少なくなっているため、この自然減も当面の間は続くものと見込まれる。

また、地域ごとの人口についてみると、出雲地域（松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町）に47万5千人（68%）、石見地域（浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町）に19万9千人（29%）、隠岐地域（海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）に2万人（3%）が分布している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、雇用者数の17%、売上高の21%、付加価値額の10%が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。高い機械金属加工技術等を伴った企業が集積していることを背景に、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行う。

また、製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の19%を占める卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

（2）経済的効果の目標

1件当たりの平均0.8億円（※1）の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を計画期間に35件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3倍（※2）の波及効果を与え、促進区域で36.4億円の付加価値を創出することを目指す。

36.4億円は、促進区域の製造業及び情報通信業の付加価値（1,943億円）の1.9%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。

また、KPIとして、地域経済牽引事業等の付加価値額、売上高、従業者数を設定する。

※1：製造業及び情報通信業の1事業所当たり付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））

※ 2 : 平成 2 3 年島根県産業連関表より

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	一百万円	3, 6 4 0 百万円	—

(算定根拠)

8 0 百万円×3 5 件×1. 3 倍=3, 6 4 0 百万円

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
製造業の従業員 1 人当たりの年間付加価値額	9 0 9 万円	9 7 4 万円	7 %
ソフト系 I T 企業の売上高	2 2 8 億円	3 1 9 億円	4 0 %
ソフト系 I T 企業の従事者数	1, 2 8 4 人	1, 5 8 9 人	2 4 %

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業は、以下の（１）～（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3, 0 2 9 万円（島根県の 1 事業所当たり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 2 4 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 5 %以上増加すること

【設定根拠】経営革新計画（計画期間 5 年）の承認基準：経常利益の伸び率 5 % 以上に準拠

②促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 5 % 以上増加すること

【設定根拠】売上げの増加率に準拠

③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 4 % 以上もしくは 5 人以上増加すること。

【設定根拠】工業統計調査の 1 事業所当たりの従業員数の増加率から設定

人数は、島根県企業立地優遇制度の助成金支給要件（製造業（中小企業）等）に準拠

④促進区域に所在する事業者の給与支払額等が開始年度比で 1.3 % 以上もしくは 1 5 百万円以上増加すること。

【設定根拠】工業統計調査の 1 事業所当たりの現金給与総額の増加率及び増加額から設定

なお、上記要件の（2）及び（3）については、事業計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも事業計画期間が短い場合は、その事業計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（1）重点促進区域

重点的に企業立地を促進する区域及び既存企業の事業拡大を図る区域を重点促進区域とする。重点促進区域は以下の大字及び字の区域とし、概ねの面積は 656 ヘクタール程度である。

また、県が策定した「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」及び総合発展計画において、企業立地の推進を掲げており、競争力があり多くの雇用を生み出す製造業における企業の増設支援や誘致、クリエイティブな仕事の間である IT 企業の集積を一層進めていくこととしている。

なお、本区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区及び自然公園法に規定する国立公園・国定公園は存在していない。さらに遊休地も存在していない。

番号	区域(箇所)の名称	市町名	大字
1	ソフトビジネスパーク島根	松江市	北陵町
2	江島工業団地	松江市	八束町江島
3	松江湖南テクノパーク	松江市	玉湯町布志名、乃木福富町
4	朝日ヒルズ工業団地	松江市	東長江町
5	馬潟鉄工団地	松江市	八幡町、富士見町
6	東出雲工業団地	松江市	東出雲町錦浜

7	揖屋干拓工業団地	松江市	意宇町、東出雲町錦浜
8	東出雲新産業支援工業団地	松江市	東出雲町出雲郷、東出雲町春日
9	東出雲工業専用地域	松江市	東出雲町揖屋
10	出雲長浜中核工業団地	出雲市	長浜町
11	下古志工業団地	出雲市	下古志町
12	出雲市東部工業団地	出雲市	小境町
13	出雲市吉原工業団地	出雲市	西郷町、東福町、平田町
14	坂田工業団地	出雲市	斐川町坂田
15	出雲斐川中央工業団地	出雲市	斐川町直江、斐川町神水、斐川町上直江
16	斐川西工業団地	出雲市	斐川町神水
17	斐川南工業団地	出雲市	斐川町直江
18	上直江工業団地	出雲市	斐川町上直江、斐川町直江
19	結工業団地	出雲市	斐川町三絡、斐川町直江
20	堀切工業団地	出雲市	斐川町直江
21	石見臨空ファクトリーパーク	益田市	虫追町口
22	波根地区工業団地	大田市	波根町字西ノ迫
23	安来インター工業団地	安来市	佐久保町
24	安来鉄工センター	安来市	黒井田町、島田町、恵乃島町
25	西恵乃島工業地域	安来市	西恵乃島町
26	福井工業団地	安来市	東赤江町
27	日立金属(株)安来工場用地	安来市	安来町、飯島町、亀島町
28	黒鳥地区事業用地	安来市	黒井田町
29	伯太工業団地	安来市	伯太町東母里、伯太町安田中
30	江津地域拠点工業団地	江津市	松川町下河戸、松川町上河戸、浅利町
31	南加茂企業団地	雲南市	加茂町南加茂
32	尺の内流通業務団地	雲南市	木次町里方、木次町山方
33	木次拠点工業団地	雲南市	木次町山方
34	藤が丘企業団地	雲南市	木次町山方
35	神原企業団地	雲南市	加茂町宇治、加茂町神原、加茂町三代
36	堅田工業団地	奥出雲町	三沢
37	阿井工業団地	奥出雲町	上阿井
38	大曲工業団地	奥出雲町	横田
39	古市工業団地	飯南町	下赤名
40	三原地区工業用地	川本町	南佐木、田窪
41	蔵木西工業用地	吉賀町	蔵木
42	広石工業用地	吉賀町	広石

Map of Yamaguchi Prefecture showing 42 numbered locations. The map includes major cities like Yamaguchi, Ube, and Shimonoseki, and smaller towns and villages. An inset map shows the location of Yamaguchi Prefecture within Japan.

(概況及び公共施設等の整備状況)

安来鉄工センターは、国営干拓事業（昭和４１年～昭和４７年施工）により埋め立てられた農地であるが、干拓農地南側約１０．４ヘクタールの土地は昭和５８年に中国四国農政局より他用途移転の承認を受け、昭和５９年に協同組合事業として工業団地を造成した土地であり、同年１１月より操業を開始している。

安来鉄工センターは、西側に隣接する西恵乃島企業団地とともに事業用地としての利用が進んでいるため、上水道、電力供給ラインなどのインフラは十分に整備されているほか、山陰自動車道の安来インターチェンジまで4.4km、隣県の米子市にある同米子西インターチェンジまで6kmで、ともに車で約8分の距離にあつて交通利便性も高いことから、当該区域北側の干拓農地を含め、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

10

市街化区域の工業専用地域である一方、当該区域北側約16ヘクタールの土地はその全体が市街化調整区域かつ農用地区域となっている。

ただし、市街化調整区域については、都市計画法の枠組みを活用して開発を行う予定であり、本制度による土地利用調整は行わない。

(関連計画における記載等)

重点促進区域のうち、【重点促進区域24 安来鉄工センター】の土地利用調整に係る、他計画に示す記載に関しては、「9. 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」(1) 総論中の(他計画との調和、公共設備整備の状況等)で述べる。

(2) 区域設定の理由

機械金属関連産業や情報関連産業で県東部の一部に高い集積が見られるものの、自動車部品関連や電気、電子部品・デバイス、食品、木材などは促進区域全体に幅広く分布・立地し、地域の主要産業となっている。また、食品関連産業や木材・住宅関連産業等は、地域資源活用型の産業で中山間地域も含めた地域で展開する産業である。

これら産業は地域の雇用を創出するとともに地域経済を支える重要な産業であり、既存企業の事業拡大や関連企業の集積を図るため工業団地等の整備を進めている。

したがって、地域経済牽引事業の促進に当たり、工場立地法の特例措置を活用する可能性があることから、工業団地及び造成計画がある工業団地並びに既存企業用地を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域24 安来鉄工センター】については、「(1) 重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、本区域とその周辺は企業が立地する環境が整った区域である。

さらに、本区域南側には特殊鋼関連産業の集積があり、高度な金属加工技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

なお、安来市内には5つの工業団地が存在するが、全ての工業団地が分譲完了しており、一部に未利用の土地が見受けられるものの、立地企業が将来の増設余地として確保している土地であり、他者が利活用可能な産業用地は残されていないほか、農村産業法に基づいて造成された用地等の工場適地や業務用地も存在していない。

また、都市計画法に基づく市街化区域内には、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など、工場その他産業拠点が立地可能な未利用地がほぼ存在していない。市街化区域内の用途地域のうち、準工業地域、工業地域、工業専用地域においてはほぼ全ての土地が企業の事業用地や住宅・店舗などとして利用、あるいは利用が予定されており、数少ない未利用地についても住宅に囲まれた矮小な土地であって産業利用が困難な土地であるほか、既存企業の所有地であって将来的な拡張予定地として確保されている土地などしか残っておらず、企業のニーズを満たす一団の土地の確保が困

難な状況にある。

以上のことから、農用地区域を含む本区域を重点促進区域に設定する。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

上記の重点促進区域を工場立地特例対象区域とする。別紙一覧参照。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 島根県の機械金属関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 島根県の電気・電子関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 島根県の食品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ④ 島根県の木材・住宅関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤ 島根県のパルプ、繊維、医療関連製造業等の固有技術を活用した成長ものづくり分野
- ⑥ 島根県の情報関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野
- ⑦ 島根県の高齢者や従業者の健康に関する情報を活用したヘルスケア分野

(2) 選定の理由

- ① 島根県の機械金属関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

島根県の機械金属関連産業の主な集積として、たたら製鉄を源流とする特殊鋼メーカーを中心とした特殊鋼関連産業や、国内外を市場とする大手農業機械メーカーを中心とした農業機械部品加工企業、また、高度成長期以降の企業誘致により、全国第3位の生産重量を誇る銑鉄鋳物製造業や、広島県の自動車メーカーなどに高精度な部品を供給する自動車関連部品製造業、国内でトップシェアを持つ業務用厨房機器メーカーを中心とする厨房部品加工企業、島根大学との共同研究などにより宍道湖・中海圏域を中心に発達した水浄化等の環境対策機器製造業などがある。

このような集積により、島根県の機械金属関連産業とそれに付随する樹脂系部品製造業は、県内製造業における従業者数の38%、付加価値額では41%程度を占める重要な産業集積となっている。

こうした強みを持つ同産業の特性を生かした成長分野などへの参入、販路拡大に向けた挑戦として、長期・安定的な成長が見込まれる航空機分野での販路拡大に向けた技術力の高度化、軽量化・電動化・自動走行化などが進展する自動車業界の動向を見据えた技術開発、農業分野の省力化ニーズに対応するIT技術を活用した農業機械やスマートアグリシステムの開発、生産性向上に対応するためのIoT、RT技術なども活用した省力化設備の開発、アイコンストラクションやアイ SHIPPINGの推進による建設機械・船舶関連産業の市場拡大に対応する技術開発、リニアモーターカーなど新たに建設が予定される高速鉄道分野への参入、世界的に需要の増加が見込まれる環境・エネルギー分野での販路拡大などに向けた取組みなどを行う必要がある。

また、いずれの分野についても、新興国の経済成長や先進国の需要増加など、海外市場の拡大に伴う販路拡大も期待できる。

こうした成長産業・市場への参入に対応できる幅広い技術基盤が集積していることから選定する。

航空機産業への参入を目指す中小企業グループSUSANOは、グループ参画企業の共同で、航空機エンジン等に関する研究施設の設置を計画している。

②島根県の電気・電子関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

県内には、高度経済成長期にコンデンサ、リレー、プリント基板などの電気・電子部品を製造する企業の立地が盛んに行われ、これらの誘致企業を中心に、立地地域の周辺に部品加工や組み立ての協力企業群が形成されている。

現在では、大規模な生産拠点を設けノートパソコンや積層セラミックコンデンサ、太陽電池セル、携帯電話部品などを製造する主力メーカーが立地し、また、電気機械、電子デバイス、LED製品、情報通信機器などを製造する中小企業が多数存在するなど、県内製造業における従業者数の22%、工業品出荷額の30%、付加価値額の31%を占める重要な産業となっている。

県では、平成22年度に電波暗室や様々な電気電子試験機器を有する「島根先端電子技術研究拠点」の整備や、県が技術開発を担い県内企業に技術移転を図るため「有機フレキシブルエレクトロニクス技術開発」、「次世代パワーエレクトロニクス技術開発」などを展開し、県内の電気電子関連企業の製品開発を支援している。

同産業は価格競争が激しい分野ではあるが、今後、航空機、自動車、エネルギー、情報通信、医療・介護などの成長分野での電動化、自動化、省エネルギー化、IoT・AI技術の進展などに伴い基幹部品として海外市場も含めニーズが増大していくことが見込まれる。

県内の電気・電子関連産業は中核的な企業を中心に高い技術力を有し、関連産業への波及も大きく、地域産業の活性化に繋がることから選定する。

③島根県の食品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

島根県では、日本海や中山間地域の良質な農林水産資源などを活用した食品製造業が県内全域に立地しており、製造品等出荷額の7%、事業所数の27%、従業者数の15%を占める重要な産業となっている。

県では、こうした集積の技術力を生かした商品開発を進めるため、「高齢化社会対応の機能性素材開発」、「感性数値化・食品等高付加価値化」などのプロジェクトを進め、また、国内市場のみならず、成長が見込まれる海外市場への販路拡大に向けた取組みなどを支援している。

食品製造業は、今まで蓄積してきた発酵、乾燥、粉碎、醸造、焼成などの加工技術を活用することにより、世界的に進む健康志向に対応する機能性・健康食品や災害等に備えた長期保存可能な商品、高い乾燥技術を活用した食味の良い商品、保存料等を使用しない無添加の商品、共働き世帯等など手軽に調理できるニーズに対応する商品、観光や地域ブランド等と連携した差別化商品などの開発や、海外で評価が高まっている日本酒、お菓子、お茶、水産加工品などの輸出などにより販路拡大が期待できる。

県内全域に幅広く集積し、従業者数の多い同産業の成長は、地域経済への波及が大きいことから選定する。

④島根県の木材・住宅関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

全国４位の森林率である本県では、木材を活用した産業が発達しており、全国的に高いシェアを占める合板製造は、ハウスメーカー等向けの構造用合板を中心に、製材品は、工業製品向け梱包材や住宅用、家具用として全国に出荷されている。木材チップ製造は、周辺の製紙工場へ供給しているほか、県内２箇所の木質バイオマス発電所や、中国電力三隅発電所向けに、１４社が燃料用チップの共同出荷に取り組んでいる。また、隠岐地域では、木材の接着剤などの用途としてリグノフェノールの研究開発を行っている。

パルプ・紙・紙加工品製造業では、溶解パルプや機能性化成品の製造が行われているが、溶解パルプは、繊維材料等として国内外に供給され、機能性化成品は、食品添加剤等として国内主要メーカーに出荷されている。

また、県西部では、地域の良質な粘土を活用した窯業が盛んであるが、高温焼成技術により凍害や塩害に強い住宅屋根材として石州瓦を全国に供給しており、その出荷枚数は粘土瓦の全国２位のシェアを持つ一大産地となっている。

こうした木材、住宅関連産業の集積により、県内製造業における従業者数、付加価値額の１０％を占める主要な産業集積となっている。

合板は、主力の構造用合板のほか、現在、輸入品が多数を占める型枠用合板の需要増加が見込まれ、また、製材では、１９事業体で組織する「木材製品県外出荷しまね事業体連合」で、県外市場での販売促進の取組みを連携して行うなど生産量の増加が期待される。

木材チップは、セルロースナノファイバー（以下「ＣＮＦ」という。）などの製造施設設置に伴う需要や、県内各地の温浴施設向けやバイオマス発電施設向け燃料チップの需要が増加すると見込まれるとともに、木材チップ等の木質由来の新素材開発による事業化が期待される。

瓦産業は、住宅の洋風化など住宅様式の変化に伴い、石州瓦が主力商品とする和瓦の市場は縮小傾向にある一方で、洋風住宅に対応した平瓦の市場シェアが伸び、また、政府が進める安全で質の高い住宅ストックへの更新や既存住宅流通環境の整備などの施策、ゼロエネルギーハウスに対応する住宅の増加などにより住宅市場の活性化が期待される。

さらに、東京オリンピックを契機とした和風家具・装備品・住宅を見直す機運や、海外の富裕層をターゲットとした市場開拓など、今後の市場拡大も期待できる。

こうした県内の地域資源を活用して製品を製造し、外貨を獲得できる集積産業が成長することは、経済基盤が脆弱な中山間地域などをはじめとして、地域への経済波及効果が高いことから選定する。

⑤島根県のパルプ、繊維、医療関連製造業等の固有技術を活用した成長ものづくり分野

島根県内には、競争力が高い固有の技術を持ち、成長分野での販路拡大に向けた取組みを行う企業がある。

パルプ・紙・紙加工品製造業では、溶解パルプなどを製造する企業が、ＣＮＦの研究開発を行っているが、ＣＮＦは、日本再興戦略の中で、木質バイオマスを活用する有力な材料とされ、令和１２年度にＣＮＦ関連材料の市場創造目標を１兆円とされるなど、大きな市場となることが期待されている。

繊維製造業では、衣類製造をはじめ、吸放湿性、抗菌性等の機能を持たせたレーヨンや各種日用・衛生用品などに使用される不織布の開発技術を持つ企業などがあり、県内製造業における事業所数の１０％、従業者数の７％、工業品出荷額の３％を占める重要な産業となっている。繊維は、安価な海外製品が大きなシェアを持つが、素材に機能性を付与し

た製品開発などにより差別化を図ることで、国内、海外市場での販路拡大が期待され、また、不織布についても一般消費者の衛生意識の高まりなどにより用途が広がるが見込まれる。

医療・健康関連製造業では、本県は高齢化率が高く、介護・福祉に関係する現場ニーズが多い環境のため、介護・福祉系の機器製造を行う企業や、大学附属病院・県立病院が立地する県東部を中心に医療機器、医薬品を製造する企業が複数存在する。

同分野は、団塊世代の高齢化などに伴い市場拡大が見込まれるが、医療分野では、医薬品の開発・製造、検査・分析機器製造、器具及び装置開発、介護・福祉分野では、介助支援、要介護者の生活支援、老人福祉施設等の衛生環境改善、健康分野では、機能的食品や美容用材料等の開発・製造など、各企業が持つ技術力を生かした販路拡大が期待できる。

その他、排ガス規制強化により市場拡大が期待できる排ガス触媒製造や、世界的に需要が増加している自動車外装や日用品樹脂系容器向けの顔料製造など、ニッチな市場で高いシェアを持つ企業などの付加価値向上が期待される。

また、企業独自の技術開発の支援のほか、県が中心となり技術開発を行い県内企業への技術移転や共同研究を進めるなどの取組みにより、高付加価値な新技術・新製品の開発を促進している。

こうした企業が固有技術を生かして事業拡大することにより、地域経済への経済波及が期待できることから選定する。

⑥島根県の情報関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野

島根県内では、生産性が高いと世界的に評価されているプログラミング言語「R u b y」（開発者が松江市内在住）をはじめとするオープンソースソフトウェア（OSS）を軸とし、産学官＋コミュニティの連携により、ITで新たなビジネスの創造、高度IT人材の集積を目指した取組みが進められている。

このことにより、R u b y・先端技術の中心地・島根県への注目度も高まり、平成19年度以降、県外からのIT企業進出は約50社、IT企業の売上が倍増し、県内雇用が約63%増加するなど、県内ソフト系IT産業は着実に発展してきている。

県内IT企業は、R u b yなど他県にない強みを生かして、ビジネス拡大・創出に向けた取組みを進めているが、しまねソフト研究開発センターを中心に、IoT・AI等革新的な技術分野の研究を推進しており、今後、製造業・医療・観光分野等の県内他産業との連携・共創の強化・拡張が期待できる。

また、印刷業は、ITやインターネットの進展により、工程のデジタル化、通信の活用など技術革新が進む中で、今後、地域産業と連携して、事業活動、サービス・商品の価値向上や魅力的なコンテンツ発信を目指す取組みの拡大が見込まれ、地域産業の発展に繋がる産業である。

このように、IT産業は、地方にあっても高い技術力と優れたアイデアで成長分野に転換できる産業であることから選定する。

⑦島根県の高齢者や従業者の健康に関する情報を活用したヘルスケア分野

島根県では、県内の病院、薬局、介護施設等が患者の医療情報等を共有する地域医療連携システムしまね医療情報ネットワーク（まめネット）を構築しており、島根大学では、医学部の地域包括ケア教育センターにおいて、中山間地域のつながりや人の流動性の低さ

に着目し、雲南、邑智、隠岐などの地域において医療保険と地理情報（GIS）を活用した健康調査を平成21年度から行うなど、地域独自の健康データの蓄積が進んでいる。

平成27年度からは、「健康」をキーワードとして地域資源を活用し、医療・福祉・農工商・IT等の多様な分野が連携した島根県ならではの先進的ヘルスケア産業の創出及び活性化により、産業振興と雇用創出を図ることを目的に、また、健康長寿日本一を目指し、島根発ヘルスケアビジネス創出支援事業（平成30年度より島根発ヘルスケアビジネス事業化支援事業）を実施している。

本事業を推進するために島根県ヘルスケア産業推進協議会が設置され、企業、医療・福祉団体、高等教育機関、商工団体、自治体等が参加し、その登録数は、設立時（平成27年10月）の51団体から現在では128団体に増加しており、ヘルスケアビジネスに取り組もうとする事業者が増えてきている。

また、実際のビジネスにつなげる支援施策として、運動や食事などの生活習慣の改善、糖尿病や認知症などの病気になる前の対応など、健康に関するデータを活用して行動変容につなげるビジネスモデルの開発（委託・補助事業）を行っており、平成27年度から令和元年度までの5カ年で27件の採択を行った。この中で、プログラミング言語「Ruby」を活用した個人向け情報提供サービスの構築や、機械学習を活用した脳のMRI画像診断支援プログラム開発など、蓄積された情報を活用した新たなサービスを創出する取組みも見られるようになった。

ヘルスケアビジネスは、地域包括ケアシステム導入や働き方改革の動きに連動した、個人の未病対応を対象にしたものだけでなく、市町村や検査機関など公的機関が保有するビッグデータを活用した動きもあり、ビジネスとしての広がりを見せている。これまでのヘルスケアビジネスの成功事例から、有効なビジネスプランの構築にはITは欠かせないものとなっており、今後、さらに健康をキーワードとして県内の高等教育機関が有するシーズやIoTなどの先端技術を活用したヘルスケアビジネスに事業者が取り組む展開も期待できる分野であることから選定する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域特性を生かして、ものづくり分野、IT産業分野の成長発展の基盤強化を図り、新たな産業を創出していくためには、地域の事業者のニーズを的確に把握し、挑戦意欲を喚起する事業環境を整備する必要がある。

そのためには、生産性向上のための設備投資や新たな技術や商品の開発につながる人材投資など、経営力・技術力の強化を支援することが重要であり、人材、設備投資、財政・金融、情報、規制の特例措置等の面で、国の制度と一体となった支援施策を講ずることで、事業者のコスト負担やリスクの低減を図る。

（2）制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税及び固定資

産税の減税措置に関する条例を制定する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①行政機関等が保有する公共データの公開

県が保有する公共データであって、オープンデータとして公開が可能なものや、他県で同様に公開されているもの、民間等のニーズがあるものから、オープンデータとして公開を推進するとともに、市町村とも連携して、オープンデータの公開やデータの充実を図っていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①島根県庁商工労働部内に、事業者の事業環境整備の提案を受け付けるための相談窓口を設置する。提案を受けた場合は、政策企画局と連携し、部局を横断して解決手段を検討し、適切な対応を図る。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①市町村と県の緊密な連携

事業者の地域経済牽引事業の実施に当たっては、規制事項の解決をはじめとして市町村と県の双方に関わる事項が存在するため、両者が緊密な連携と適切な役割分担を図り、企業のニーズにきめ細かく対応していく。

②グローバル競争力の強化に向けた経営支援

ものづくり産業は、国内市場の縮小やグローバル競争の激化など厳しい経営環境にあるため、県内企業の国際的な視点に立った経営戦略の構築や技術力の向上等を支援する。

また、県が海外（タイ王国）に設置した支援拠点の活用を図り、成長する新興国市場の需要獲得を支援する。

③産学官連携による技術支援

県内企業の多くは、技術開発や研究開発に必要な資金や人材に乏しいため、産業技術センターが主体となって先端的な技術を研究・開発し、企業へ技術移転することで企業の新製品・新技術の創出を促進する。

I T分野においては、しまねソフト研究開発センターが先駆的な技術開発を推進するとともに、企業が取り組む革新的な技術、商品、サービスの開発を支援する。

また、企業のニーズと大学・高専等の研究シーズのマッチングを支援し、オンリーワンの技術、製品、サービスの創出を目指す。

④ものづくり及びI T人材の確保・育成への支援

ものづくり及びI T産業においては、生産年齢人口の大幅な減少により人材確保が一層の厳しさを増すことが予想されている。また、競争力強化のためには、経営・技術革新を促進する必要がある、これらの取組みを支える人材が必要である。

県は、市町村、大学・高専、職業訓練機関等の関係機関と連携し、ものづくり及びI T分野における技術人材の確保と育成を支援する。

⑤企業への継続的なフォローアップ

島根県企業立地促進条例に基づき立地計画認定した企業に対しては、島根県商工労働部内に設置したワンストップ相談窓口と専任担当者の年2回以上のフォローアップ訪問により、人材の確保、技術相談、ビジネスパートナーのマッチングなどの要望に対応し、事業継続を支援する。

⑥事業承継に対する総合的な支援

後継者不足等により企業の事業継続が困難になることのないように、県は事業承継推進コーディネーターの配置、セミナーの開催、専門家の派遣等により、関係支援機関と連携して案件の掘り起こしから事業承継計画の策定まで総合的な支援を実施する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度	平成30年度 ～令和4年度	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設	(県) 9月 議会に条例案提出・審議 10月 条例施行、受付開始 (市町村) 9月以降に条例を順次制定し、受付開始	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①オープンデータ公開・活用の推進	4月 オープンデータカタログサイトの運用 9月 都道府県官民データ活用推進計画策定	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①島根県庁商工労働部内の相談窓口設置	10月 相談窓口の設置、受付開始	運用	運用
【その他】			
①市町村と県の緊密な連携	8月 地域経済牽引事業促進協議会の開催	同協議会の開催	同協議会の開催
②グローバル競争力の強化に向けた	4月 海外支援拠点の運営	事業実施	事業実施

経営支援			
③産学官連携による技術支援	4月 企業の事業化等の支援	事業実施	事業実施
④ものづくり及びIT人材の確保・育成への支援	4月 企業の人材確保・育成の支援	事業実施	事業実施
⑤企業への継続的なフォローアップ	4月 窓口運営、フォローアップ訪問	事業実施	事業実施
⑥事業承継に対する総合的な支援	4月 企業への総合的な支援	事業実施	事業実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、島根県が設置する産業技術センター、産業振興財団、地域の高等教育機関である島根大学、島根県立大学、松江高専、また、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の商工団体、地域の金融機関など、県内に存在する支援機関が緊密な連携により支援を行う必要がある。

そのため、島根県に配置した大学高専担当職員、産業振興財団に設置したよろず支援拠点のコーディネーター及び技術コーディネーターが中心となって、企業等の事業内容や発展段階に応じた適切な支援を提供できるように関係機関の連絡調整を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人しまね産業振興財団

中小企業を総合的に支援する「中小企業支援センター」として、総合相談・設備貸与・創業人材支援・技術支援・取引支援・国際化支援・IT産業支援等のサービスを提供している。

a. 島根県よろず支援拠点

コーディネーターと専門サブコーディネーターを配置し、中小企業・小規模事業者の経営上のあらゆる相談に対応し、商工団体・金融機関等と連携して様々な経営課題の解決を支援している。

b. しまね知的財産総合支援センター

中小企業や中堅企業等が経営の中で抱える知的財産に関する相談を、窓口支援担当者がワンストップで受け付け課題の解決を図っている。

c. しまねソフト研究開発センター

県内の企業が国内外市場で売れる商品、サービスを創出する際の技術的な課題を解決するため、公設試験研究機関・高等教育機関等と連携し、IoT、AIなど先端テクノロジー領域への取組み、高度ITを活用した技術開発、販路拡大等の支援を行う。

また、2～3年先の市場動向・必要技術を見据えた先駆的研究、国内外の研究者・開発者との交流の場を通じた人材育成の支援などを実施し、IT分野での技術発展と

島根発オープンイノベーションの加速を目指す。

d. プロフェッショナル人材戦略拠点

企業の成長戦略実現や円滑な事業承継のため、金融機関や支援機関と連携をしながら県内企業の人材ニーズを掘り起こし、人材紹介事業者や無料職業紹介事業所を通じて企業におけるプロフェッショナル人材の確保を支援する。

②島根大学

島根大学は、地域未来協創本部産学連携部門を中心に、大学の知的創造物を地域の産業界において活用するための支援や地域の課題解決に向けた支援をしている。

また、新たな取組みとして、平成29年度に地元企業との間で共同研究講座を設置し、産業の振興、研究の活性化、人材育成などの面でより広く深く連携していくこととしている。

a. 地域未来協創本部産学連携部門

産学連携部門では、地域の民間企業等が抱える様々な技術的問題の解決に大学の教員がアドバイスや情報提供を行う科学技術相談のほか、共同研究や受託研究の促進、外部の機関から派遣される技術者・研究者に対して大学院と同じ程度の研究指導を行う受託研究員制度の運用、共同研究講座や共同研究部門の設置などにより、地域企業を支援している。

③島根県立大学

島根県立大学は、地域連携推進センターを中心に、保有する知的資源を生かし、個性的で実践的な地域研究を市民や学生と連携しながら推進し、また、地域活動に積極的に参加し、地域活性化に貢献している。

a. 地域連携推進センター

地域連携センターでは、地域からの要望及び相談への対応、公開講座などの生涯学習の企画、受託研究の促進などの取組みにより、地域の企業等に対して支援している。

④松江工業高等専門学校

松江高専は、地域共同テクノセンターを中心に、新技術・高度技術の研究機能の充実を図るとともに、地域の産業界との連携を深め、地域社会の発展に寄与している。

a. 地域共同テクノセンター

地域共同テクノセンターでは、地域の民間企業等が抱える様々な技術的問題の解決に松江高専の教員がアドバイスや情報提供を行う技術相談のほか、共同研究や受託研究の促進などの取組みにより、地域の企業等に対して支援している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

島根県のかげがえのない豊かな環境を将来に渡って県民が享受し、持続的に発展する社会を目指すためには、環境への負荷の少ない循環型社会への転換を図ることが必要である。

環境保全により経済が停滞することなく、環境保全と経済発展をうまく循環させるため、県民、事業者、NPO、行政等が一体感のある取組みを推進していく。

- ・本計画の推進に当たっては、企業の環境関連の法令遵守はもとより、資源・エネルギーの効率化、リサイクルの促進など環境の保全に十分配慮しながら、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の実現を目指して取り組む。
- ・事業活動に伴う廃棄物の増加、大気・水質等の排出や騒音・振動の発生など周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものについては、事業者と行政が一体となって住民に不安が生じないよう事前に十分な説明を行い、理解を求めていく。
- ・地域経済牽引事業の実施に当たっては、自然公園法、島根県立自然公園条例、島根県自然環境保全条例、島根県希少野生動植物の保護に関する条例、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に定められた規制を遵守し、自然環境部局等と十分に調整を図りながら、自然の風景地の保護、生物多様性の確保、希少野生動植物の保護等に配慮するものとする。
- ・環境保全上重要な地域内での地域経済牽引事業の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、あらかじめ地方環境事務所と調整し、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。
- ・「1 基本計画の対象となる区域（促進区域）」に記載のある国立公園又は国定公園を含む区域において地域経済牽引事業計画を承認する際には、地方環境事務所又は県の自然環境部局へ事前に相談するものとする。
- ・重点促進区域において、市町村が工場立地法の特例措置を適用するに当たっては、周辺的生活環境に十分配慮した緑地基準を設定するとともに、その設定に当たっては、住民の理解を得ながら行う。

（２）安全な住民生活の保全

県では、平成18年度に制定した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」、同年度に策定した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり防犯に関する指針」及び平成28年度に策定した「第4期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」により、県民、事業者、市町村、県等が一緒になって犯罪のないまちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指すこととしている。

特に、地域における経済活動を牽引する事業の促進によって人口や物流の集中化が図られることで、犯罪及び事故を増加させ、地域住民の安全安心を損なうことのないよう配慮するため、事業者、市町村、県は、次の事項を警察や道路管理者等との連携を図りながら推進する。

- ・事業所付近で地域住民が犯罪被害に遭わないように、防犯カメラや照明装置などの防犯設備の整備について配慮する。
- ・事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底するなど防犯に配慮した施設の整備及び管理を行う。
- ・交通事故を防止するため、歩道やガードレールを設置したり、歩道と車道を分離したり

するなど交通安全施設等の整備について配慮する。

- ・従業員に対する法令教育、交通安全思想の普及、防犯指導等を徹底し、従業員の法令遵守意識の浸透を図る。
- ・事業者は、地域安全活動を推進するため、警察、自治体及び地域住民と連携し、協働した自主防犯活動へ積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。
- ・事業者は、事件事故発生時において、地域住民や関係機関への連絡等迅速な対応を図るため、警察署への連絡体制の整備と捜査への協力を行い、犯罪や事故の防止、ならびに地域の安全と平穏を確保するための取組みを推進する。
- ・事業者又は関係自治体が、本計画に基づいた地域における経済活動を牽引する事業を実施するに当たって、安全で平穏な住民生活の保全に影響を及ぼすと考えられる事項があれば、あらかじめ関係する地域住民の意見を十分に聴取する。

(3) その他

①PDCA体制の整備

地域経済牽引事業促進協議会を年1回以上開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しについてホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

【重点促進区域】(24)安来鉄工センター(周辺部を含む)

(1) 総論

本重点促進区域においては、次のとおり農地が存在し、全域が市街化調整区域であるため、この地域で地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。なお、当該地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に指定されている。

(農地及び市街化調整区域の範囲)

安来市恵乃島町1、2、3-1、3-2、4、5、6、7、8、9、10-1、10-2、11-1、11-2、12-1、12-2、13-1、13-2、14、15、16、17、18-1、18-2、19、20-1、20-2、20-3、20-4、21、22、23、24、25-1、25-2、26、27、28、29-1、29-2、30-1、30-2、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63-1、63-2、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90-1、90-2、91、92、93、94、95、96、97、98-1、98-2、98-3、98-4、98-5、98-6、98-7、98-8、99、100、101-1、101-2、102-1、102-2、102-3、102-4、102-5、102-6、102-7、102-8、102-9、102-10、102-11、102-12、102-13、102-14、102-15、102-16、102-17、102-18、102-19、102-28、103、104、105、106、107、108、109-1、109-2、109-3、109-4、109-5、109-6、109-7、109-8、109-9、109-10、109-11、109-12、109-20、110、111、112、114-4、119-1、120-1、122-1、124-1、125-1、127

(産業用地の範囲)

安来市黒井田町 1117、2055-8、2055-11、2055-22、2055-24、2055-25、2055-26

安来市島田町 1900-1、1900-2、1900-3、1900-4、1900-5、1900 続 1、1901、1902-2、1902-3、1902-4、1902-5、1903-1、1903-2、1903-3、1904-1、1904-2、1904-3、1908 内 1、1911、1912-1、1912-2、1913-1、1913-7、1913-8、1913-9、1913-11、1913-12、1914-1、1914-2、1914-3、1914-4、1914-5、1914-6、1914-7、1914-8、1914-9、1914-10、1915、1915 続 1、1915-1、1915-2、1915-3、1915-4、1916-1、1916-2、1916-3、1917-1、1917-2、1917-3、1917-4、1918-1、1918-2、1918-3、1919-1、1919-3、1919-4、1920-12、1921-1、1921-2、1984-1、1985、1985-2、1985-3、2489-1、2489-5、2559、2560-1、2560-2、2561、2562、2563、2564-1、2564-2

安来市恵乃島町 98-9、98-10、98-11、102-20、102-21、102-22、102-23、102-24、102-25、102-26、102-27、102-29、102-30、102-31、102-32、102-33、102-34、102-35、102-36、109-13、109-14、109-15、109-16、109-17、109-18、109-19、113-1、113-2、113-8、113-9、113-10、113-11、113-12、113-13、113-14、113-15、113-16、113-17、113-18、113-19、113-20、113-21、114-1、114-2、114-10、114-11、114-12、114-13、114-14、114-15、114-16、114-17、114-18、114-19、115-2、116-2、116-4、117、119-2、119-3、120-2、124-2、125-2、132、133、134、135、136、138、139、140、142、143、146

(他計画との調和、公共設備整備の状況等)

本重点促進区域は、南側約 1 6 ヘクタール（安来鉄工センターとして造成された土地に加え、その周辺で企業が事業用地として新たに取得した土地を含む。）の工業団地が市街化区域の工業専用地域である一方、当該区域北側約 1 6 ヘクタールの土地はその全体が市街化調整区域かつ農用地区域となっている。

① 安来市総合計画における記載

安来市総合計画において、安来市の重要な地域資源である特殊鋼関連産業への支援を「産業・観光・雇用分野」の主たる取り組みの一つに位置付けているほか、令和 2 年度からの第 2 次総合計画（後期計画）の土地利用方針において、既存企業の拡張や新規企業の立地にも対応可能とした良好な市街地形成を図る将来市街地と位置付けることとしている。

② 安来市都市計画マスタープランにおける記載

市街化調整区域かつ農用地区域であるため、現行の安来市都市計画マスタープランでは「農村環境保全ゾーン」と位置付け、農業振興を図るエリアの一つとしているが、産業用地が不足している現状を鑑み、既存の工場等や新規企業工場の立地等の企業拡大ニーズに対応できるよう、総合計画に即した位置づけとして令和 3 年 3 月の改正を予定している。

③ 安来市まち・ひと・しごと総合戦略における記載

基本目標において「産業振興により、若者に魅力ある雇用の場を創出する」と掲げ、安来市の重要な産業である特殊鋼関連産業をはじめとする「ものづくり企業」における

新製品、新技術等の開発や取引拡大に向けた取り組みを支援し、地域経済の健全な発展と雇用の促進を図ることとしている。

④安来農業振興地域整備計画における記載

【重点促進区域 2 4 安来鉄工センター】には農用地区域（除外後は甲種）が含まれている。当該区域は安来農業振興地域整備計画書における農用地利用方針において経営規模拡大による野菜・果樹等の大規模な生産団地の形成を目指すとしている。

農地部分は全て農用地区域に指定されており、周辺の環境と調和しながら農業生産性を高める必要のある農地と位置付けられている一方で、「今後も継続的な転用需要があるものと予想され、適切な各種土地利用計画と整合性を図りながら、また、公共施設についても適切な計画による整合性ある事業を図り、無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に努める」とされている。

以上のことから、本重点促進区域における地域経済牽引事業の促進は、他計画との調和したものと言える。

また、本重点促進区域内は、南北に市道恵乃島幹線、東西に県道黒井田安来線が通り、区域中央部で交差している。市道恵乃島幹線は区域南側の国道 9 号と接し、また、県道黒井田安来線の西端は安来港及び J R 安来駅前の中心市街地へと続いており、同じく東端は国道 9 号に接するため、国道 9 号を経由して隣県の山陰道米子西インターチェンジまで約 6 km に位置しているなど、現状でも十分な道路整備がなされている。

電気、上水道のインフラについては、隣接する区域や、区域内を走る道路に敷設済みであり、接続工事等の実施は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。公共下水道については当該区域は今後も整備予定がないため、排水処理については地域経済牽引事業を実施する事業者により施設内に合併浄化槽を整備するものとする。

このように、恵乃島干拓農地を含む地域一帯は、従前からの産業集積とともに、交通便利性に優れた立地条件と十分なインフラ設備を備えており、新たな設備投資に伴う高い付加価値創出が期待され将来的にも多くの地域経済牽引事業を呼び込む可能性が高いと考えられる地域である。

（地域内の遊休地等の状況等）

本重点促進区域とその近辺には、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

（2）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記（1）を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめ、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的ニーズや事業の見直しを踏まえて区域を設定する。

なお、土地利用調整区域に農地を含める場合においては、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

本重点促進区域とその近辺に、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の

産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず土地利用調整区域に農用地区域を含める場合は、安来市及び島根県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本重点促進区域内には農用地区域が存在するため、土地利用調整区域の設定に当たり、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう、耕作者の同意を得ながら、安来市及び島根県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、具体的な事業内容と施設の設置計画に基づき、事業を行ううえで必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本重点促進区域においては、ほ場整備事業等の面的整備は実施されていないが、ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連事業の取組みに支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。加えて、重点促進区域内の農地以外での開発を優先することとする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本制度を活用した市街化調整区域における農地法及び農振法に係るもの以外の土地利用調整は行わないこととし、本区域においては、周辺の市街化を促進するおそれがないことを前提に、地区計画を設定・適用し、適正な立地誘導を図ることとする。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、

令和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)

別紙

重点促進区域 一覧

番号	区域(箇所)の名称	市町名	大字以下	地 番
1	ソフトビジネスパーク島根	松江市	北陵町	3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、3-8、3-9、 3-10、3-11、3-12、3-13、3-14、3-15、4-1、4-2、 4-3、4-4、4-5、4-6、5-1、5-2、5-3、5-4、6、7-1、 7-2、7-3、7-4、8、9、10、11、12、13、14、15、 16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、 27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、 38、39、40、41、42-1、42-2、42-3、45-1、45-2、 43、44、46-1、46-2、46-3、46-4、46-5、46-6、 46-7、46-8、47、48、49-1、49-2、49-3、49-4、 50-1、50-2、51-1、51-2、51-3、52-1、52-2、52-3、 52-4、53-1、53-2、53-3、54-1、54-2、54-3、55、 56、57、58、59、60、60-1、60-2、61、62、63、 64、65、122-2、122-3、144-2
2	江島工業団地	松江市	八束町江島	1127-11、1128-10、1128-100、1128-105、1128-107、 1128-108、1128-109、1128-110、1128-116、 1128-118、1128-119、1128-120、1128-121、 1128-122、1128-123、1128-124、1128-32、1128-47、 1128-49、1128-5、1128-50、1128-52、1128-53、 1128-54、1128-56、1128-57、1128-60、1128-61、 1128-62、1128-76、1128-8、1128-83、1128-85、 1128-86、1128-99、1128-125、1128-127、1128-4、 1128-130、1128-131
3	松江湖南テクノパーク	松江市	玉湯町布志名	767-18、767-19、767-20、767-21、767-23、767-24、 767-25、767-26、767-27、767-28、767-29、767-30、 767-31、767-32、767-33、767-34、767-35、767-36、 767-37、767-38、767-39、767-40、767-41、767-42、 767-43、767-44、767-45、767-46、767-47、767-48、 767-49、767-5、767-50、767-51、767-52、767-56、 767-58、767-62、767-63、767-64、767-65
			乃木福富町	735-172、735-173、735-174、735-175、735-176、 735-177、735-178、735-179、735-180、735-181、 735-182、735-183、735-184、735-185、735-186、 735-187、735-188、735-189、735-190、735-193、 735-208、735-209、735-210、735-211、735-212、 735-213、735-214、735-26、735-61
4	朝日ヒルズ工業団地	松江市	東長江町	1288-6、1288-9、902-1、902-11、902-14、902-2、 902-23、902-24、902-25、902-26、902-27、902-28、 902-29、902-3、902-30、902-31、902-32、902-33、 902-34、902-35、902-36、902-37、902-38、902-39、 902-4、902-40、902-41、902-42、902-43、902-44、 902-45、902-46、902-47、902-48、902-49、902-5、 902-50、902-51、902-52、902-53、902-54、902-55、 902-56、902-57、902-58、902-59、902-60、902-61、 902-62、902-63、902-64、902-65、902-66、902-67、 902-68、902-7、902-9、958、959-2、959-3、959-5

5	馬潟鉄工団地	松江市	八幡町	783-1、783-4、783-5、783-13、783-16、783-24、783-25、783-28、783-29、783-30、784-5、784-6、784-14、784-26、784-27、784-28、788-2、788-19、788-20、788-23、788-26、788-27、789-1、789-5、789-6、789-18、789-19、789-20、789-21、789-22、789-24、789-25、789-26、789-27、790-1、790-4、790-5、790-6、790-7、790-8、791-1、791-3、791-11、791-12、791-13、791-14、791-15、791-16、791-17、791-18、791-19、792-1、792-2、792-8、792-11、792-12、792-13、792-14、793-2、793-4、793-6、793-8、793-11、793-12、793-13、794-1、794-9、794-10、794-11、795-1、795-2、795-3、795-4、795-5、795-6、795-10、795-11、795-13、795-14、795-16、795-18、795-19、795-20、795-21、795-22、795-23、880-3、880-45、880-46、880-47、880-56、880-57、880-58、880-59、880-60、880-66、880-69、880-70、880-71、880-72、880-73、880-74、880-75、880-76、880-77、880-78、880-79、880-80、880-81、880-82、880-83、880-84、880-85、880-86、880-87、880-88、882-1、882-2、882-3、882-4、882-5、882-6、882-7、882-8、882-9、883-1、883-2、883-3、883-4、884-1、884-2、884-5、884-6、884-9、884-10、884-11、884-12、884-13、884-14、885-1、887-1、887-2、887-7、887-8、887-9、887-10、887-12、887-13、888-6、888-8、888-9、888-10、888-11、888-17、888-18、888-19、888-20、960-1、960-2、960-31、960-34、960-8、960-88、960-89、960-90、960-91、960-92、960-93、960-94、960-96、960-98、960-99、961-25、961-26、961-27、961-28
			富士見町	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13、1-14、1-15、1-16、1-17、1-18、1-19、1-20、1-21、1-22、1-23、1-24、1-25、1-26、1-27、1-28、1-29、1-30、1-31、1-32、1-33、1-34、1-35、1-36、1-37、1-38、1-39、1-40、1-41、1-42、1-43、1-44、1-45、1-46、1-47、1-48、1-49、1-50、1-51、1-54、1-55、1-56、1-57、1-58、1-60、1-61、1-62、1-63、1-64、1-65、1-66、1-67、1-68、1-69、1-70、1-71、1-72、1-73、1-74、1-75、1-76、1-77、1-78、1-79、1-80、1-81、2、2-1、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、3-8、3-9、3-10、3-11、3-12、3-13、3-14、3-15、3-16、3-17、3-18、3-19、3-20、3-21、3-22、3-23、3-24、3-25、3-26、3-27、3-28、3-29、3-30、3-31、3-32、3-33、3-34、3-35、3-36、3-37、3-38、3-39、3-40、3-41、3-42、3-43、3-44、4、5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、5-6、5-7、5-8、5-9、5-10、6、7、8
6	東出雲工業団地	松江市	東出雲町錦浜	583-1、583-2、583-3、583-4、583-5、583-6、583-7、583-8、583-9、583-10、583-11、583-12、583-13、

				583-14、583-15、583-16、583-17、583-18、583-19、583-20、583-21、583-22、583-23、583-24、583-25、583-26、583-27、583-28、583-29、583-30、583-31、583-32、583-33、583-34、583-35、583-36、583-37、583-38、583-39、583-40、583-41、583-42
7	揖屋干拓工業団地	松江市	意宇町	216、242、243、244
			東出雲町錦浜	475、583-43、583-44、584、585、586、587、588
8	東出雲新産業支援工業団地	松江市	東出雲町出雲郷	1848、1849、1850、1852
			東出雲町春日	11-1、11-2、24、26、27、28、475、476、477、478、479、480-1、480-2、481-1、481-2、482-1、483、486-1、486-2、486-5、487、488、489-1、494-8、494-9、497-1、497-4、497-7
9	東出雲工業専用地域	松江市	東出雲町揖屋	438-1、438-2、438-3、438-4、438-5、438-6、438-7、438-8、438-9、438-10、438-11、438-12、439-1、439-2、440-8、447-1、447-2、447-3、453、453-1、454、456-1、456-2、456-3、589-1、589-3、589-4、590、590-1、591、591-1、591-2、592-1、592-2、593-2、594-3、599-1、599-2、599-3、600、600-1、601、602-1、602-2、604、605、606-1、607-1、608-7、608-9、667-1、667-6、667-7、680、681-1、681-2、682-1、682-4、682-5、683-1、683-2、683-4、683-5、684、684-1、684-2、684-3、684-4、684-6、684-7、684-8、684-9、684-10、684-11、685-1、685-2、685-4、685-5、685-7、685-9、685-10、685-11、685-12、685-13、686-1、686-2、686-5、686-6、703-1、703-10、703-11、703-12、3484、3485、3486-1、3486-2、3486-3、3526-1、3526-2、3526-3、3526-4、3526-5、3526-6、3526-7、3526-8、3526-9、3526-10、3527-1、3527-2、3527-3、3527-4、3527-5、3527-6、3527-7、3527-8、3527-9、3527-10、3527-11、3527-12、3527-13、3527-14、3527-15、3527-16、3527-17、3527-18、3527-19
10	出雲長浜中核工業団地	出雲市	長浜町	337-1、337-13、337-14、337-15、337-16、337-17、337-19、449-1、449-3、457-5、457-6、457-7、457-8、457-9、457-11、457-12、457-13、457-14、457-15、514-1、514-11、516-4、516-9、516-18、516-19、516-23、516-25、516-26、516-27、516-28、516-29、516-32、516-35、516-37、516-38、516-40、516-41、516-45、516-46、516-47、516-48、516-49、516-50、516-51、516-52、516-53、516-54、516-55、516-56、516-57、516-58、516-59、516-60、516-61、516-62、517-1、587-7、659-19、659-20、659-21、659-22、659-26、659-28、659-32、659-34、659-35、659-37、659-38、659-39、659-40、659-41、680-2、729-6、729-10、849-4、1372-3、1372-4、1372-5、1372-6、1372-7、1372-8、1372-9、1372-10、1372-12、1372-13、1372-14、1372-15、1372-16、1372-17、1372-18、1372-19、1372-20、1372-21、1372-22、

				1372-23、1372-28、1372-29、3057-11、3057-12
11	下古志工業団地	出雲市	下古志町	127-1、127-15、364-2、365-2、366、381-2、381-5
12	出雲市東部工業団地	出雲市	小境町	1700-1、1700-2、1700-3、1700-4、1700-5、1700-6、1700-7、1700-8、1700-9、1700-10、1700-11、1700-12、1700-13、1700-14、1700-15、1700-16、1700-17、1700-18、1700-19、1700-20、1700-21、1700-22、1700-23、1700-24、1700-25、1700-26、1700-27、1700-28、1700-29、1700-30、1700-31、2415-5、1700-34
13	出雲市吉原工業団地	出雲市	西郷町	474-1、474-2、474-5、474-6、474-7、474-8、718、718-1、718-2、719-5、719-6、719-8、719-9、719-10、726-1、726-2、726-3、726-4、726-5、726-6、726-7、726-8、726-9、727-4、727-5
			東福町	1750、1750-1、1750-3、1964-1、1964-2、1968-1、1968-3、1968-4、1968-5、1968-6、1970-1、1970-2、1970-3、1980、1984-1、1984-2、1984-3、1984-4、1984-5、1984-6、1984-7、1984-9、1984-10、1984-11、1984-12、1984-18
			平田町	6163-1、6163-2、6163-5
14	坂田工業団地	出雲市	斐川町坂田	563、564、565、567、600、601、601-1、602-5、602-6、605、608-7、608-8、608-10、608-11、1664-3、1664-5、1664-6、1664-7、1664-8、1664-9、1664-10、1664-13、1664-15、1664-17、1664-18、1664-19
15	出雲斐川中央工業団地	出雲市	斐川町直江	2358-1、2358-2、2361-3、2361-4、2363、2372、2373、2385-2、2386、2387、2398-7、2398-8、2398-9、2400-5、2400-6、2400-13、2400-15、2400-16、2400-17、2413、2794-2、2796-1、2797-1、2798、2801-4、3704-1、3704-2、3704-4、3704-9、3704-10、3704-11、3704-12、3704-16、3704-17、3704-18、3704-19、3704-20、3705-13、3705-14、3705-15、3789-3、3789-4、3792-1、3792-4、3792-8、3792-10、3793-2、3793-3、3793-4、3794-1、3794-2、3795、3796、3800、3801、3803、3804-1、3804-2、3806-1、3807、3808、3809、3810、3811、3817-1、3817-2、3818、2272-3、2400-1、2400-2、2400-3、2400-4、2400-7、2402-1、2402-2、2403-1、2406-1、2407-1、2410-1、2411、2419-1、2420、2421、2428、2429、2430、2431、2434、2435、2436、2465-1、2466-3、2466-4、2481-2、2481-3、2484-5、2485-3、2488-1、2492-2、2492-3、2493、2494、2495、2498-1、2498-2、2499、2500、2504、2520-1、2520-2、2520-3、2521-1、2521-2、2521-3、2522-1、2522-3、2522-4、2522-5、2523-1、2523-2、2523-3、2524-1、2524-4、2524-5、2526-1、2526-2、2528、2529-1、2529-2、2529-3、2639、2640-1、2640-2、2641-1、2641-2、2780-4、2782、2782-1、2785-2、3705-1、3705-7、3717-1、3719、3720、3721、3722、3723、3724-1、3726、3727-2、3728、3729-7、3729-3、3729-4、3729-5、

				3730-1、3730-3、3731-1、3731-3、3731-4、3732、3733、3734、3735、3736、3737、3738-2、3739、3740、3742、3743、3744、3745、3746、3747、3748、3749、3750-1、3751-1、3752-1、3752-2、3752-3、3753、3753-1、3753-2、3753-3、3754-1、3754-2、3754-3、3754-4、3755-2、3757、3758、3759-1、3759-2、3765-1、3765-3、3765-5、3766、3767、3768、3769、3771-1、3771-2、3772-1、3773-1、3774-1、3775-1、3776-1、3778-1、3779-1、3779-2、3781、3782、3784、3785-1、3786-1、3787-1、3788-1、3793-1、2358-3、2358-4、2358-5、2361-7、2378-3、2378-5、2378-6、2378-7、2405-1、3789-3、3792-1、3793-2、3797-1、2363-3、2373-7、2386-3、3800-1、3801-3、3804-4、3806-4、3807-3、3811-3、2361-5、2361-9、2361-12、3793-5
			斐川町神水	2544-2、2545-2、2546-1、2546-2、2547、2547-1、2548、2549、2550、2553
			斐川町上直江	1870-1、1870-2、1870-3、1870-4、1870-5、1870-9、1874-2、1874-3、1874-4、1874-5、1874-6、1876-1、1876-2、1877-1、1877-2、1878、1879、1880-1、1882、1883、1884-1、1884-2、1885、1886、1887、1888、1889、1890、1891、1893、1894、1895、1896-2、1896-3、2293
16	斐川西工業団地	出雲市	斐川町神水	924-14、924-20、924-22、925-1、925-3、925-4、925-6、925-7、925-8、925-9、926-3、926-4、927-5、928、929-1、929-3、929-4、930-6、931、931-1、931-3、932-2、933、933-1、933-2、933-3、938-1、938-3、939、941-1、942、943-4、943-8、996-5、997-2、998-3、1001-1、2431-1、2431-4、2433-1、2433-3、2434-1、2434-8、2435-2、2435-3、2435-4、2435-5、2435-6、2435-7、2435-12、2435-23、2435-24、2435-25、2435-26、2435-29、2435-30、2435-31、2435-50、2435-61、2435-70、2435-74、2435-78、2435-80、2435-90、2435-92、2435-94、2435-95、2435-96、2437、2437-30、2437-33、2437-34、2437-35、2437-36、2437-37、2437-42、2437-49、2437-51、2437-56、2440-6、2535-1、2535-2、2535-3、2535-4、2535-6、2535-7、2535-8、2535-9、2535-10、2535-11、2535-12、2535-14、2535-15、2535-16、2535-17、2535-18、2535-19、2535-20、2535-21、2535-22、2535-23、2535-24、2535-25、2535-26、2535-27、2541、2674-1、2674-2、2674-3、2674-4、2674-5、2535-28、2535-29、2535-30
17	斐川南工業団地	出雲市	斐川町直江	2693-5、2693-7、2693-8、2693-10、2693-11、2694-3、2696-4、2697-5、2697-8、2698、2698-3、2709-20、2709-21、2709-22、2768-3、2772-7、2773-1、2773-2、2773-3、2774-1、2774-2、2774-3、2775-1、2775-3、2776-1、2776-2、2817-5、2819-2、2947-7、2956-2、

				2957-1、2957-2、2957-3、2958、2959、2959-1、3538、3538-1、3538-2、3694-6、3695-1、3695-2、3695-3、3695-4、3697、3698-4、3699-2、3700-14、3712-7、3714-7
18	上直江工業団地	出雲市	斐川町上直江	1945、1952-4、1967-4、2037-1、2055-2、2058、2318-1、2323、2331、2342-3、2347-1、2347-2、2347-3、2348-2、2350-2、2353-2、2354-2、2354-11、2354-19、2367-1、2389-1
			斐川町直江	1548-1
19	結工業団地	出雲市	斐川町三絡	1180-2、1180-6、1180-7、1180-8、1180-9、1180-10、1180-11、1180-12、1180-14、1701-1、1931-2、1958-1、1965-5
			斐川町直江	2938-1、2938-3、2939-1、2944-1、2945-1、2946-1、2948-1、2949-1
20	堀切工業団地	出雲市	斐川町直江	2437-2、2439、2600-1、2600-2、2600-5、2600-6
21	石見臨空ファクトリーパーク	益田市	虫追町口	320-77、320-75、320-76、320-78、320-105、320-106、320-107、320-108、320-109、320-102、320-57、320-110、320-103、320-104、320-56、320-58、320-36、320-37、320-79、320-80、320-81、320-82、320-83、320-100、320-101、320-52、320-93、320-94、320-53、320-54、320-98、320-96、320-95、320-50、320-111、320-48、320-112、320-49、320-91、320-113、320-92、320-114、320-39、320-40、320-41、320-97、320-17、320-16、320-15、320-12、320-115、320-116、320-117
22	波根地区工業団地	大田市	波根町字西ノ迫	800-1、800-3、800-4、800-5、800-6、800-7、800-8、800-54、800-55、800-58、800-60、854-5
23	安来インター工業団地	安来市	佐久保町	496-1、497-1、859-3、879-1、1714-27、1714-28、878-2、878-3、879-3、880-3、1714-23、1714-24、1714-25
24	安来鉄工センター	安来市	黒井田町	1117、2055-8、2055-11、2055-22、2055-24、2055-25、2055-26
			島田町	1900-1、1900-2、1900-3、1900-4、1900-5、1900続 1、1901、1902-2、1902-3、1902-4、1902-5、1903-1、1903-2、1903-3、1904-1、1904-2、1904-3、1908 内 1、1911、1912-1、1912-2、1913-1、1913-7、1913-8、1913-9、1913-11、1913-12、1914-1、1914-2、1914-3、1914-4、1914-5、1914-6、1914-7、1914-8、1914-9、1914-10、1915、1915 続 1、1915-1、1915-2、1915-3、1915-4、1916-1、1916-2、1916-3、1917-1、1917-2、1917-3、1917-4、1918-1、1918-2、1918-3、1919-1、1919-3、1919-4、1920-12、1921-1、1921-2、1984-1、1985、1985-2、1985-3、2489-1、2489-5、2559、2560-1、2560-2、2561、2562、2563、2564-1、2564-2
			恵乃島町	98-9、98-10、98-11、102-20、102-21、102-22、102-23、102-24、102-25、102-26、102-27、102-29、102-30、102-31、102-32、102-33、102-34、102-35、

				102-36、109-13、109-14、109-15、109-16、109-17、109-18、109-19、113-1、113-2、113-8、113-9、113-10、113-11、113-12、113-13、113-14、113-15、113-16、113-17、113-18、113-19、113-20、113-21、114-1、114-2、114-10、114-11、114-12、114-13、114-14、114-15、114-16、114-17、114-18、114-19、115-2、116-2、116-4、117、119-2、119-3、120-2、124-2、125-2、132、133、134、135、136、138、139、140、142、143、146
			恵乃島町 ※農地及び市街化調整区域の範囲	1、2、3-1、3-2、4、5、6、7、8、9、10-1、10-2、11-1、11-2、12-1、12-2、13-1、13-2、14、15、16、17、18-1、18-2、19、20-1、20-2、20-3、20-4、21、22、23、24、25-1、25-2、26、27、28、29-1、29-2、30-1、30-2、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63-1、63-2、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90-1、90-2、91、92、93、94、95、96、97、98-1、98-2、98-3、98-4、98-5、98-6、98-7、98-8、99、100、101-1、101-2、102-1、102-2、102-3、102-4、102-5、102-6、102-7、102-8、102-9、102-10、102-11、102-12、102-13、102-14、102-15、102-16、102-17、102-18、102-19、102-28、103、104、105、106、107、108、109-1、109-2、109-3、109-4、109-5、109-6、109-7、109-8、109-9、109-10、109-11、109-12、109-20、110、111、112、114-4、119-1、120-1、122-1、124-1、125-1、127
25	西恵乃島工業地域	安来市	西恵乃島町	837-10、837-12、837-13、837-18、837-21、837-22、837-30、837-31、837-32、837-33、837-35、837-43、837-45、837-46、837-48、837-50、837-53、837-56、837-57、837-60、837-61、837-62、837-63、837-65、837-66、837-67、837-68、837-7、837-9、837-11、837-14、837-23、837-72、837-73、837-75、837-49、837-51、837-52、837-54、837-55、837-64、837-69、837-70、837-19、837-23、837-28、837-29、837-34、837-36、837-37、837-39、837-40、837-41、837-42、837-44、837-79、837-80
26	福井工業団地	安来市	東赤江町	1505-1、1505-2、1505-7
27	日立金属(株)安来工場用地	安来市	安来町	1481-10、1482-1、1483-1、1483-2、1483-3、1484-1、1484-2、1485-1、1486、1487、1488、1488 第1、1489、1490、1491、1491-2、1978-1、1978-5、1978-7、1979-3、1979-4、1979-9、1983-8、1989-1、1990-2、1990-11、1991-4、1991-5、1991-7、1992-1、1992-2、1993、1994、1994-2、1995、2000、2000-1、2001、2002、2003、2004、2005、2006、2007-1、2020-1、2020-3、2021、2022、2023、2024、2025、2026-1、

				2026-2、2027、2028-1、2029、2029、2029-2、2031-2、2033-1、2033-2、2033-3、2033-4、2034-1、2034-2、2035-1、2036、2037、2040-1、2040-2、2040-3、2041-1、2041-3、2042-1、2042-3、2063、2063-1、2064 続 3、2065、2065-2、2065-3、2065-4、2067、
				2068、2069、2070、2071、2072-1、2072 続 1、2073、2075、2076、2077、2078、2079、2080-1、2080-2、2081-2、2081-3、2090-5、2107-2、2107-3、2107-7、2111-1、2120-1、2120-5、2244、2244-1、2247、2249-1、2249-2、2249-3、2249-4、2249-5、2249-6、2264-1、2264-2、2264-3、2264-5、2264-6、2265-1、2265-2、2265-3、2265-4、2265-5、2266、2266-1、2267 内第 1、2267-2、2267-3、2267-4、2268-1、2268-4、2268-6、2268-7、2268-8、2268-11
			飯島町	650-1、650-4、662-2、668-2、675-1、676-5、680-2、700-1、700-3、1231-3、1240、1240-2、1240-4、1240-5、1240-57、1240-58、1240-61、1240-68、1240-69、1240-80、1240-82、1240-83、1240-84、1240-85、1261-2、1261-3、1264-2、1264-3、1264-5、1265-2、1267-2、1270-2、1271-4、1271-6、1272-2、1273-2、1281-81、1326-5、1388-3、1430-1、1437-1、1437-2、1437-18、1437-23、1438-1、1438-5、1438-6、1452、1453、1457、1457 第 1、1514-1、1514-5、1522、1522 第 1、1522 第 2、1522 内 1、1542、1545-3、1550-3、1551-5、1551-6、1551-7、1551-9、1552、1554-8、1560-2、1561-3、1561 第 1、1565-3、1568-3、1569-3、1570-3、1572-6、1572-7、1572-8、1573-3、1574-2、1587-11663-1、1663-2、1663-3、1663-4
			亀島町	2-3、2-4、6-1、6-2、6-3、9-1、9-2、9-3、9-4
28	黒鳥地区事業用地	安来市	黒井田町	296-4、296-6、299-3、300-1、301-1、302、303、304-1、304-2、305、306、307-1、307-2、308、309、683、684、685-1、685-2、686、687-1、687-2、688、689、690-1、690-2、690-3、691、692、693-2、693-3、693-4、693-5、1855-5、1855-11、1896-5、1896-6、1896-7、2004
29	伯太工業団地	安来市	伯太町東母里	1183-17、2317-3、2317-6、2317-7、2317-8
			伯太町安田中	340-1、340-2、340-3、340-4、340-5、340-6、340-7、340-8、340-9、340-10、340-11
30	江津地域拠点工業団地	江津市	松川町下河戸	180-2、180-3、180-4、180-10、188-8、176-5、188-5、188-6、188-7
			松川町上河戸	390-6、390-16、390-17、390-18、390-19、390-20、390-21、390-22、390-23、390-24、390-25、390-26、400-4、400-5、400-6、445-2、445-3
			浅利町	548-3
31	南加茂企業団地	雲南市	加茂町南加茂	1147、1140-2、1140-4、1140-48、1141、1143-2、1143-3、1148-1、1150-1、1161、1162-1、667、676、683-1、683-2、684、687-11、687-13、687-16、687-18、687-18、687-19、687-2、687-20、687-22、687-23、

				703-13、703-14、703-15、703-16、703-17、703-18、711-5、711-6、711-7、712、713-2、713-3、687-12、1175-39、1175-50、1175-51、1175-53、667-17、687-14、687-21、687-2、687-19、1140-5、1164-1、1166-3、1166-2、687-7、687-8、703-10、703-11、703-19、703-8、703-9、706-1、706-11、706-12、706-13、706-3、706-4、706-5、706-6、706-7、706-8、706-9、710-12、710-5、710-7、710-8、711-11、711-13、711-19、735-3、736-6、741-3、741-4
32	尺の内流通業務団地	雲南市	木次町里方	1114、1115、1117-1、1117-12、1123-6、1344-1、1344-5、1344-7、1344-18、1344-23、1344-24、1344-25、1344-34、1345-4、1345-5、1345-29、1345-37、1345-38、1344-29、1112-2、1344-49、1110-6、1344-47、1344-19、1107-5、1107-9、1107-13、1107-12、1107-11、1107-10、1107-3、1107-7、1107-8、1107-4、1344-78、1344-28、1109-2、1109-4、1344-43、1344-21、1110-13、1344-44、1110-12、1109-6、1109-7、1109-8、1093-107、1093-56、1109-9、1093-104、1093-105、1093-52、1093-53、1109-10、1093-47、1093-115、1093-116、1093-117、1093-99、1093-62、1093-108、1334-83、1334-84、1109-1、1111-1、1111-2、1100-69、1100-66、1109-5、1093-132、1093-122、1109-13、1117-2
			木次町山方	346-25、346-26、346-27
33	木次拠点工業団地	雲南市	木次町山方	430、432-2、431-1、434-1、432-3、432-1、433-3、1163、433-1、433-2、1160-1、1161、1158-1、1157-1、1162-1、1165、1166、1173-3、1173-4、1154-3、1162-2、1157-3、1154-48、1154-17、1174-3、271-13、271-12、231-21、231-42、231-22、231-20、231-23、231-24、231-25、231-26、231-52、231-3、231-33、231-15、231-37、231-51、231-19、231-30、231-29、231-28、231-44、231-27、231-40、231-45、231-43、231-39、231-35、231-32、231-31、341-3、1134-26、1138-33、1138-35、356-20、356-18、1088-5、285-7、1088-10、1088-6、285-6、1088-8、1079-1、1079-9、1079-8、1079-6、87-5、231-8、231-18、418-3、231-46、231-47、231-48、231-49、231-50、231-34、231-17、231-41、285-5
34	藤が丘企業団地	雲南市	木次町山方	1282、1283、1281 - 2、1285 - 1、1285 - 5、870 - 2、870-1、871-2、871-7、1285-6、1287-1、977-3、978-1、980-8、1285-9、980-2、1285-10、1285-7、1285-4、1285-8、982-4、1275-1、732-5、1276-1、1278-2、1285-12、1285-3、1285-11、1285-2
35	神原企業団地	雲南市	加茂町宇治	766-8、767-2
			加茂町神原	1106-3、1106-4、1107、1122-1、1122-2、1122-5、1875-1、1875-3、1875-5、1875-10、1875-11、1878-3、1879、1880、1881、

			加茂町三代	1022-1、1025-1、1025-2、1026-2、1026-3、1026-4、1026-5、1026-6、1026-16、1026-28、1028-1、1661-2、1661-8、1661-14、1661-34、1661-35、1661-51、1661-52
36	堅田工業団地	奥出雲町	三沢	101-3、102-1、1957-1
37	阿井工業団地	奥出雲町	上阿井	66-2、67-1
38	大曲工業団地	奥出雲町	横田	1419-3、427-1、433-4、434-1
39	古市工業団地	飯南町	下赤名	1223-2
40	三原地区工業用地	川本町	南佐木	993-1
			田窪	179-1
41	蔵木西工業用地	吉賀町	蔵木	1001-1、1001-2、1001-11、1105、1106-1、1106-3、1107-1、1107-2、1108-1、1108-4、1006
42	広石工業用地	吉賀町	広石	486